

第53回埼玉県合唱コンクール参加規程

1 参加資格	<p>a. 小学校・中学校・高等学校・大学の部 ① 県内の同一学校に在籍する児童・生徒・学生で編成する合唱団。 ② 複数校の児童・生徒・学生で編成する合同合唱団で、常時活動しており、理事長の認定した合唱団。 ③ 同一校から複数の合唱団が出演できる。 ④ 出演団員は同一種別（混声・男声・女声）に1回に限り出演できる。 ⑤ 同一の中高一貫校に在籍する生徒で編成する合唱団。ただし、中高一貫校として出場する中学生は規定上高校生として扱う。</p> <p>b. 職場の部 同一企業体に属する役員・従業員等で組織する合唱団であること。</p> <p>c. 一般の部 前記4部門のいずれにも属さない合唱団であること。</p> <p>d. 彩の国の部 上記の部門に出場する団体は、彩の国の部に出場することはできない。</p> <p>e. 指揮者、伴奏者、独唱者の出演資格は問わない。 ただし、中学校・高等学校の部の指揮者・伴奏者・独唱者については、当該校長が認めたものに限る。</p> <p>f. グループの別 高等学校・一般の部 A 出演人数8名以上32名以下の合唱団 高等学校・一般の部 B 出演人数33名以上の合唱団</p> <p>ただし、各部とも連盟に加盟している合唱団であること。 小学校の部は、加盟の有無を問わない。</p>
2 演奏曲	<p>a. 課題曲 全日本合唱連盟発行の合唱名曲シリーズNo.39より1曲選んで全員で演奏しなければならない。ただし、小学校・中学校・彩の国の部には課題曲をもうけない。</p> <p>b. 自由曲 各部門とも、時間内であれば何曲でもよい。</p> <p>c. 時間 小学校・彩の国の部は6分以内、中学校の部は8分以内、高等学校の部は、自由曲のみ6分30秒以内、大学・職場・一般の部は、自由曲のみ8分30秒以内とする。 自由曲を2曲以上演奏する場合はその曲間も演奏時間とみなす。超過の場合は失格とし審査の対象としない。</p> <p>d. 伴奏 伴奏楽器は自由とするが、ピアノ（一台）以外は各団体で用意すること。</p> <p>e. 演奏順 課題曲・自由曲の順とする。 県大会・支部大会・全国大会を通して、演奏曲目・演奏順・伴奏楽器を変更することはできない。</p>
3 出演人数	<p>a. 8名以上であること。ただし、彩の国の部は6名以上とする。 8名以上（彩の国の部は6名以上）で申し込んであっても、コンクール当日7名以下（彩の国の部5名以下）となった場合には失格となる。 ただし、演奏は可能。</p> <p>b. 高等学校・一般の部では、Aグループの団体が33名以上で演奏した場合は失格となる。また、Bグループの団体が32名以下に減少してもBグループで演奏することとし、Aグループに変更することは出来ない。 なお、関東合唱コンクールに出演するときも、A・Bグループの変更は出来ない。</p> <p>c. 関東支部推薦団体（シード団体）として関東支部大会に出演する合唱団は前年度の全国大会に出演した時のグループ別を変更することは出来ない。</p> <p>d. 指揮者、伴奏者、独唱者が合唱団メンバーに入って歌う場合は、出演人数とみなす。ただし、1.の参加資格を満たさなければならない。</p>
4 出演順	<p>各部門内での順序は抽選によって決定する。抽選は厳正に行い抽選後の出演順の変更は原則として認めない。ただし、抽選の結果、指揮者等が連続して出演する事になる等、やむを得ない場合はこの限りではない。</p>
5 参加負担金	<p>団員1名につき小学校の部は500円、中学校の部は600円、高等学校の部は800円、その他の部は1,200円。 以上の負担金を、申込み時、郵便振替で納入のこと。納入後は、理由のいかんを問わず払戻しはしない。 指揮者・伴奏者・独唱者が合唱団メンバーに入って歌う場合は、参加負担金を必要とする。</p>

6 入場料	参加者以外の入場者は、入場料を1,000円(中学生以下は600円)とする。3日間有効。															
7 経費	コンクール参加に要する費用は各合唱団の負担とする。															
8 審査員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 8月21日(土)《中学校(同声)・彩の国の部》 磯山 雅(評論家)、竹内秀男(指揮者)、長木誠司(評論家)、古橋富士雄(指揮者)、堀俊輔(指揮者) ・ 8月22日(日)《小学校・中学校(混声)・職場・一般の部》 磯山 雅(評論家)、竹内秀男(指揮者)、長木誠司(評論家)、古橋富士雄(指揮者)、堀俊輔(指揮者) ・ 8月29日(日)《高等学校・大学の部》 磯山 雅(評論家)、三林輝夫(音楽家)、竹内秀男(指揮者)、古橋富士雄(指揮者)、堀俊輔(指揮者) 															
9 審査	埼玉県合唱コンクール審査基準により、新增沢方式で順位を決定する。ただし、彩の国の部は、10点満点で採点しその合計点数により賞を決定する。															
10 楽譜	審査用楽譜として、自由曲の楽譜5部を打合せ会当日提出すること。なお、楽譜はコンクール終了後に返却する。(著作権法の規定により原則としてコピーは不可。)															
11 賞	<ul style="list-style-type: none"> a. 各部門とも、その成績に応じて金、銀、銅、優良賞を贈る。ただし、該当団体が無い場合には、贈らないこともある。 b. 各部門には特別賞として、県知事賞、県教育長賞、県文化団体連合会賞、奨励賞を贈る。(彩の国の部は除く。)ただし、該当団体が無い場合には、贈らないこともある。 c. 審査員の合議によって、総一位(小学校・彩の国の部はのぞく)の団体に全日本合唱連盟理事長賞を贈る。 d. 彩の国の部には、県理事長賞、彩の国特別賞を贈る。 e. 前年度全日本合唱コンクール全国大会に出演した団体を表彰する。 															
12 関東支部大会への推薦	<ul style="list-style-type: none"> a. シード団体は、本コンクールに審査外として出演することにより、第65回関東合唱コンクールに出演する資格をあたえられる。(本年度のシード団体は、①浦和第一女子高等学校音楽部 ②星野高校音楽部、の2団体である。) b. 県代表は、成績により次表の数の団体とする。ただし、中学校の部については、混声・同声の2つに分けそれぞれ別個の審査を行う。混声・同声の代表の数は、出演団体数に応じて決める。高等学校・一般の部については、A・Bグループに所属する団体を必ず1団体含む。県大会の参加団体がAまたはBグループのみの場合は、職場の部と同一とする。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 40%;"></th> <th style="width: 30%;">中学校・高等学校 大学・一般の部</th> <th style="width: 30%;">職場の部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県大会に 参加した 団体数</td> <td>5団体以下 6団体以上 11団体以上 16団体以上 21団体以上 26団体以上</td> <td>2団体 3団体 4団体 5団体 6団体 7団体</td> <td>1団体 2団体 3団体 4団体 5団体 6団体</td> </tr> <tr> <td>(シードを除く)</td> <td>26団体以上</td> <td>7団体</td> <td>6団体</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・</td> <td>・</td> <td>・</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> c. 小学校・彩の国の部は、関東大会への推薦はありません。 		中学校・高等学校 大学・一般の部	職場の部	県大会に 参加した 団体数	5団体以下 6団体以上 11団体以上 16団体以上 21団体以上 26団体以上	2団体 3団体 4団体 5団体 6団体 7団体	1団体 2団体 3団体 4団体 5団体 6団体	(シードを除く)	26団体以上	7団体	6団体		・	・	・
	中学校・高等学校 大学・一般の部	職場の部														
県大会に 参加した 団体数	5団体以下 6団体以上 11団体以上 16団体以上 21団体以上 26団体以上	2団体 3団体 4団体 5団体 6団体 7団体	1団体 2団体 3団体 4団体 5団体 6団体													
(シードを除く)	26団体以上	7団体	6団体													
	・	・	・													
13 その他	第65回関東合唱コンクール終了時まで、本コンクール及び関東コンクールの該当審査員の指導を受けることを禁ずる。 (第65回関東合唱コンクール審査員) 片野秀俊、古橋富士雄、堀 俊輔 (〃 中学・高校のみ) 金川明裕、鈴木茂明 (〃 大学・職場・一般のみ) 今井邦男、片山みゆき															